令和２度 改訂版

浦臼町

みんなでリサイクル

市街地区 毎週月・木曜日　**農村地区** 毎週水曜日

分別方法が新しくなりました！ん～♪

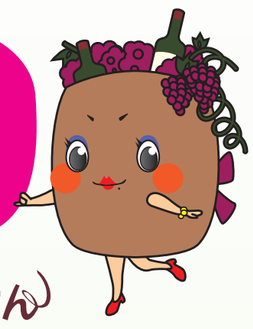

臼子ねえさん

生ごみ　市街地区 月・木　農村地区 水

残飯、茶がら、骨、カニ殻、料理くず、菓子、その他生もの

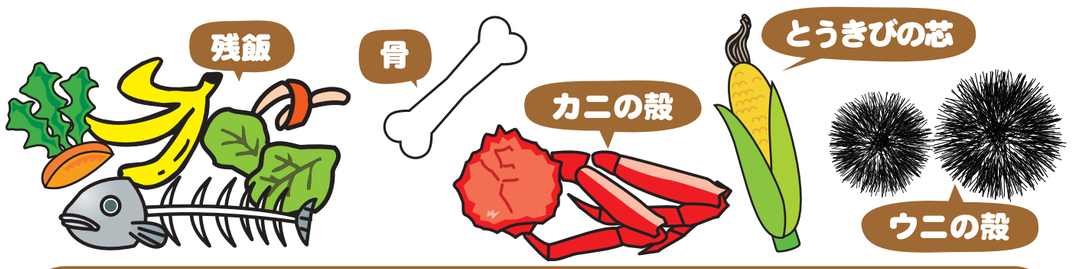

チェックポイント
- ●水分は十分に除いて下さい。　●生ごみ以外は混入しないで下さい。
- ●骨やとうきびの芯など固いものも生ごみにして下さい。　●小袋に入れないようにして下さい。

燃やせないごみ　市街地区 月　農村地区 水

アルミ箔、陶磁器、ガラス製品（空ビン以外）、小さな金属、金属製おもちゃ、小型家電製品（家電リサイクル法の対象機器を除くもの）、ワイヤーなど

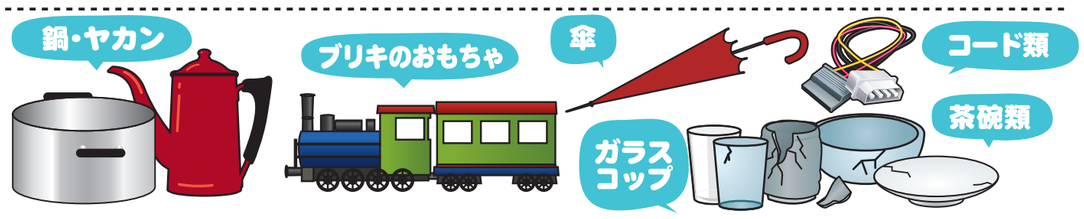

チェックポイント
- ●割れたガラス製品や陶磁器は厚紙や新聞などで包んで入れて下さい。
- ●コード類やワイヤー等の長尺物はしばって入れて下さい。

資源ごみ　市街地区 木　農村地区 水

飲料用スチール缶・アルミ缶、缶詰の缶、飲料用ビン類、飲料用正油用ペットボトル

缶・ビン・ペットボトル

チェックポイント
- ●水洗いをして袋に入れて下さい。

新聞・雑誌などの紙類

袋や箱に入れないで、ヒモでしばって出しましょうね!!

チェックポイント
- ●なるべく雨の日は出さないようにご協力をお願いします。

その他の紙

チェックポイント
- ●小さなものは大きな紙にはさんで、箱物は開いてから出して下さい。
- ●付着しているテープは取り除いて下さい。ホチキスは取り除かなくてもかまいません。

燃やせるごみ　市街地区 月・木　農村地区 水

紙くず、衣料品、たばこの吸い殻、ゴム製品、板きれ、棒きれ（ごみ袋に入るもの）、麦茶パック、油をしみこませた紙、リサイクルできない紙類（感熱紙、シール、カーボン紙、たばこの銀紙、汚れた紙など）、使用済おむつ（汚物は取り除き、トイレで処理する）、生理用品、プラスチック製品（おもちゃ、ボールペン、台所用品など）、皮製品類（ハンドバッグなど）、靴類（運動靴、長靴、革靴など）、貝殻、ロープ、ひも、ビデオテープ、カセットテープなど

※令和２年３月末で、容器包装プラスチックごみの分別が終了しました。
これまで、プラスチックごみとして分別していたごみはすべて、燃やせるごみに分別して下さい。
※トレーやカップに汚れを落とす必要はなくなりますが、臭いにカラスが寄ってくることを防止するために、軽くゆすいでから捨てるよう、ご協力願います。

チェックポイント
- ●ホースやヒモ等の長い物はしばって入れて下さい
- ●プラスチック製品は燃えるごみです。

大型発泡スチロールは月・木曜日に排出して下さい！
（農村地区は水曜日のままです。）
指定袋に入らない大きな発泡スチロールや魚箱は、ばらけないようにしばって、月・木曜日にステーションに排出して下さい。なお、農村地区は水曜日のまま変更はありません。

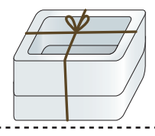

危険ごみ　市街地区 月　農村地区 水

電池、水銀式体温計、水銀式血圧計、蛍光灯（電球は燃やせないごみ）、スプレー缶、ライター、カセットボンベ

チェックポイント
- ●飛散や破損しないよう工夫をお願いします。

※ 蛍光管は、厚紙などで梱包し、その他は、中身の見える袋に入れ、必ず種類ごとに分けて出して下さい。袋等にはマジックで中身の種類を記入して下さい。

粗大ごみ　毎月第３火

家具類、剪定枝などごみ袋に入らないもの

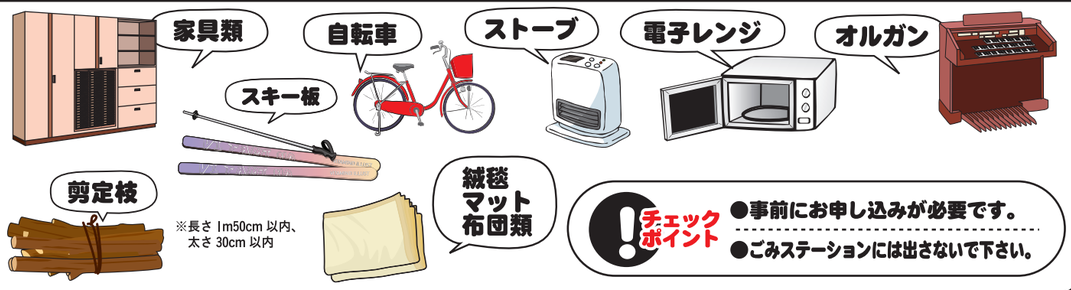

チェックポイント
- ●事前にお申し込みが必要です。
- ●ごみステーションには出さないで下さい。

繊維リサイクル

古着・古布等の回収を無料で行っています。回収ボックスは、『役場 正面玄関 内』に設置しています。
回収は役場の開場時間内であればいつでも可能ですが、持ち込んでいただくことが条件です。

回収できる物

例　Tシャツ、Yシャツ、ブラウス、ベビー服、ポロシャツ、シーツ、布団カバー、枕カバー、バスタオル、タオル、手ぬぐい、タオルケット、バスローブ、スエット、寝巻き（パジャマ）、スーツ、セーター、コート、ジャージ、フリース、コート、ダウンジャケット、防寒着、革ジャン、マフラー、手袋、帽子、浴衣、着物、和服、スキーウェア、ジーパン、ジージャンなど

回収できない物

例　布団、枕、マットレス、座布団、カーペット（絨毯）、玄関マット、便座カバー、カーテン類、ぬいぐるみ、はぎれ、洗濯していない物、濡れたままの物、洗濯しても悪臭がとれない物、洗濯しても汚れがひどく落ちていない物、カビやペットの臭いが取れない物

小型家電リサイクル

時計、ラジカセ、懐中電灯等の小型家電の回収を無料で行っています。
回収箱は『役所 1階 集会室の前』に設置しています。
回収は役場の開場時間内であればいつでも可能ですが、持ち込んでいただくことが条件です。

回収できる物

例　電話機、ファクシミリ、携帯電話端末、ラジオ、ラジカセ、カメラ、デジタルカメラ、電卓、懐中電灯、カーテレビ（液晶）、カーナビ、ETC、パソコン、ディスプレイ（液晶）、電子辞書、電子書籍端末、ワープロ、家電用ゲーム機、電気ドリル、電気サンダー、ドライヤー、時計、電子炊飯器、ホットプレート、DVD/BDレコーダー、電子機器の付属品のケーブル類、アダプターなど

回収できない物

例　事業系の物、ブラウン管モニター（CRT）、乾電池、蛍光灯、電球、点灯管、CD/DVD/BDディスク、家電リサイクル法の対象機器（テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・エアコン等）

注意事項　パソコン、携帯電話端末、USBメモリなどの記憶媒体等を投入する場合は、個人情報等のデータが読み取られないように、削除等してから投入して下さい。一旦、回収ボックスに入れたものは返却できませんので、投入前によく確認してください。

お問い合わせ　くらし応援課・生活係　TEL.0125-68-2112